議案第59号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法第96条第１項第12号の規定により、議会の議決を求める。

１　当事者

原告となるべき者　　湯河原町

被告となるべき者　[redacted]

２　訴えの内容

足柄下郡湯河原町宮上字池峯803番73に設定されている地上権設定登記のうち、被告となるべき者名義の持分について、存続期間満了を原因とする抹消登記手続を求める。

３　管轄裁判所

横浜地方裁判所小田原支部

４　訴訟遂行の方針

(1)　弁護士を訴訟代理人と定める。

(2)　判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

令和８年９月 18 日提出

湯河原町長　内　藤　喜　文

（提案理由）

町が所有する土地に設定されている地上権抹消登記手続請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第１項第12号の規定により議会の議決を要するので、本案を提出するものです。